

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する 省令について

平成29年7月
特 許 庁

1. 改正の必要性

(1) 背景

特許審査においては、先行技術調査等が必要になるところ、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）において、民間活力を活用するため、条件を満たせば民間企業でも登録調査機関として登録できる制度（登録調査機関制度）が整備されている。

特例法の下では、新規参入の障壁とならないよう、登録調査機関としての登録は技術分野ごとに細分化された「区分」単位で行うこととした（特例法第36条第2項）。そして、この区分の内容は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）において規定されており、登録調査機関は、区分ごとに先行技術文献調査業務を受注している。現行の区分は、平成16年当時の特許庁の審査室体制に基づいて全39区分と決定されたものであり、現在まで変更されたことはない。

また、特許庁からの先行技術文献調査業務を請け負っている登録調査機関の能力を出願人等も活用できるようにするため、登録調査機関のうち特に登録を受けた者（特定登録調査機関）については、出願人等の求めに応じ特許出願について先行技術調査を行い、その結果を記載した調査報告を交付できることとされた（特例法第39条の2）。この特定登録調査機関としての登録も、登録調査機関と同様に区分ごとに行うこととされている。

(2) 改正の必要性

上記の通り、現行の39の区分は、平成16年当時の特許庁の審査室体制に基づいて決定されたものであり、当時は区分ごとの件数規模に著しい違いはなかったものの、十数年間における各技術分野の出願傾向の変遷により、現在では区分ごとの件数規模のばらつきが拡大している。

こうした状況に鑑みて、特例法施行規則に委任された区分をより適切なものに改める必要がある。

2. 改正の概要

(1) 登録調査機関の登録区分の改正（特例法施行規則別表第二）

登録調査機関が登録する区分をより現状に即したものとするため、各区分の名称、技術

の分野を改正する。

(2) 特定登録調査機関の登録区分の改正（特例法施行規則別表第三）

特定登録調査機関の登録区分の名称、技術の分野も、登録調査機関と同様に改正する。

3. 公布日及び施行日

公布日 平成29年7月11日

施行日 平成30年4月1日

4. 附則第2項及び第3項：経過措置

区分の改正により、例えば、旧区分3に含まれていた技術分野D、技術分野Eのうち、技術分野Dは新区分1に移動することが発生する。1.(1)に記載のとおり、登録調査機関は区分ごとに登録を受ける必要があるため、上記のような技術分野の移動が発生した場合、例えば区分3の登録を受けていたが区分1の登録を受けていなかった登録調査機関は、区分の改正により技術分野Dの調査業務ができなくなるという不都合が生じ得る。このような事態を回避するため、新区分に含まれる技術分野の一部が、登録調査機関が登録又はその更新を受けている旧区分に含まれる場合には、当該登録調査機関は新区分において登録又はその更新を受けているものとみなす。特定登録調査機関についても同様とする。

なお、登録調査機関や特定登録調査機関の登録又は更新を受けようとする者がその申請をしてから実際に登録又はその更新を受けるまでには時間を要し、申請日は改正後の特例法施行規則（以下「新規則」という。）の施行前であるが、登録日は新規則の施行後となることも考えられる。このため、新規則の施行前の区分についてした登録又はその更新の申請は、登録又はその更新が新規則の施行後となる場合は、新規則の施行後の区分についてした登録又はその更新の申請であるとみなす。

また、登録調査機関及び特定登録調査機関は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うこととされ（特例法第39条で準用する第19条の2、特例法第39条の11で準用する第19条の2）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成2年政令第258号）において、当該期間を3年と規定している（同令第2条）。この更新も区分ごとに行われているため、区分の改正により、同一の新区分において、有効期間が異なる複数の旧区分の技術が混在する状況が生じることとなる。この場合、上記の規定により登録を受けているとみなされた新区分の有効期間は、その新区分に含まれる技術分野を含む旧区分の有効期間のうち、最も長い有効期間と同一のものとする。

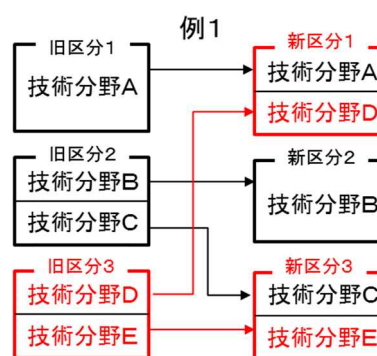


図1 新旧登録区分のイメージ
(赤:登録を受けた区分)

5. 附則第4項：経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の改正

(1) 改正の必要性

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）においては、特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願（集中実施期間中に出願審査の請求がされたものに限る。）に係る第1年から第10年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して所定の要件を満たすときは、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができるとしている（同法第75条第1項）。ここで用いる技術の分野として、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）では、特例法施行規則別表第二の技術の分野に掲げるとおりとすると規定している（同令第49条）。そして、上記特許料の軽減を受けるための申請書は、同令様式第21により作成することが規定されており（同令第51条）、同令様式第21の備考20において特例法施行規則別表第二に掲げる技術の分野が用いられている。そのため、特例法施行規則別表第二を改正するにあたり、同令様式第21についても改正する必要がある。

(2) 具体的な措置内容

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則様式第21の備考20において用いられている技術の分野は、特例法施行規則別表第二で用いられている技術の分野と同様であるため、当該備考20において用いられている技術の分野を、特例法施行規則別表第二と同様に改正する。